

長崎県公安委員会告示第34号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、長崎県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の中欄に掲げる路線のうち右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月5日

長崎県公安委員会委員長 犬尾 博治

道路の種類	路線名	区間
一般国道	34号	長崎県の全域
	35号	長崎県の全域
	57号	長崎県の全域
	202号	長崎県の全域
	204号	長崎県の全域
	205号	全域
	206号	全域
	207号	長崎県の全域
	251号	全域
	499号	長崎県の全域